

平成26年11月7日

インド北部における洪水被害に対する緊急無償資金協力

1. 本7日、我が国政府は、インド北部における洪水被害を踏まえ、被災者に対する水・衛生、シェルター・食糧配布等の分野における支援のため、10万ドル（約1,150万円）の緊急無償資金協力を国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）を通じて実施することを決定しました。
2. 断続的なモンスーンによる大雨の結果、9月初旬に、インド北部で大規模な洪水被害が発生しました。インド北部における死者数は315人、被災者数は約120万人となっています。厳冬期が近づく中、いまだ多くの被災者が現在も避難キャンプにおいて劣悪な環境で避難生活を強いられているほか、衛生環境の悪化により疫病蔓延のリスクが高まっているため、早急なる支援が必要です。
3. 我が国は、インドとの間の「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づく友好協力関係を踏まえ、また、東日本大震災に際しインドから寛大な支援があったことなどに鑑み、被災者に対する人道的支援のため、今回の緊急無償資金協力を実施することを決定しました。
4. なお、同じ洪水によるパキスタンの洪水被災者に対しても、同様の緊急無償資金協力を実施することを決定しています。